

前回は、都市計画マスタープランについて説明しました。  
今回は、地区計画について説明します。

## 身近なまちづくりの方法 = 【地区計画】

前回、まちづくりの目標となるのが【都市計画マスタープラン】であり、それを実現する方法として、都市計画で用途地域や都市計画道路を指定して、適正な土地利用を誘導したり道路を計画的に整備していくことを説明しました。

このような用途地域や都市計画道路は、町全体の基本・骨組みとなるものですが、みなさんが住んでいる身近な地区についても、それぞれの地区の特徴を生かしたきめ細かなまちづくりを進めていくことが大切です。

身近なまちづくりを行う方法として、都市計画の中に【地区計画】という制度があります。

地区計画では、建物の用途、形態などについての制限や、地区の道路、公園などの公共施設の配置や規模などを、きめ細かく定めることができます。

用途地域で定める建物の用途や建ぺい率・容積率の制限は、町のどこでも守らなければならない最低限のルールとして、一定の広がりごとに決められますが、用途地域より狭い範囲で、それぞれの地区の特徴を十分に生かしたまちづくりを進めていこうというものです。

例えば商店街では、1階の通りに面したところはお店がつながるように、お店以外の使い方をしないようにするとともに、建物の形やデザインについてルールを決めたり、道路から1mずつ建物を後退させ、歩行者のための空間を確保するなど、商店街として賑わいのある町並みをつくることができます。

また、住宅地では、日照を考慮し建物の高さを制限したり、塀を生垣に統一したりして、緑豊かな住環境を守り・育てていくことができます。

このように、比較的小さな地区についてまちづくりを行えるのが地区計画で、本町においても積極的に地区計画を活用していくことが望まれます。

## 違反建築防止週間 10月11日～10月17日

安心して暮らすためには、建築物が安全であることがとても大切です。  
また、住みよい街にするためには、住む人がお互いにルールを守ることが必要です。

建築基準法は、建築物が安全であるために、また、住みよい街であるために建築物をつくる人、所有する人、又は管理する人にとって、必要最小限守らなくてはならないルールを定めたものです。

この週間をきっかけに、新築するときや増改築する時はもちろん、今ある建築物についても建築基準法に適合しているかどうかを建築士とよく相談し、安全な建築物にすること、そして、住みやすい街にすることを心がけていきましょう。

なお、この期間中に『一斉公開建築パトロール』が、県内の首都近郊の市町村を中心に実施されます。

お問い合わせ先 山武土木事務所建築課 ☎0475-54-1133  
横芝町都市整備課 ☎0479-82-8819

シリーズー横芝町のまちづくりー

No.29

心をつなぐ「まち」